

輪島市選挙管理委員会告示第 14 号

輪島市投票区の設置について(平成 25 年輪島市選挙管理委員会告示第 11 号)の一部を次のように改正し、令和 7 年 6 月 10 日から適用する。

令和 7 年 6 月 10 日

輪島市選挙管理委員会

投票区名	区域
第 1 投票区	河井町(緑町・上川町)・河原町・南町・二ツ屋町・宅田町・上野台・二勢町・気勝平町・宮川町・杉平町・山岸町・横地町・方南町・大沢町・赤崎町・上山町・西二又町・上大沢町・小池町・下山町
第 2 投票区	河井町(緑町・上川町を除く。)・矢田・青山町・マリンタウン
第 3 投票区	鳳至町(鳳至丁の内 通称「海士町」・袖ヶ浜を除く。)・新橋通・夕陽ヶ丘・堀町・釜屋谷町・平成町・輪島崎町(寺山岸・日吉山)・美谷町・鵜入町・光浦町
第 4 投票区	鳳至町(鳳至丁の内 通称「海士町」・袖ヶ浜)・海士町・海士町所属舳倉島・輪島崎町(寺山岸・日吉山を除く。)
第 5 投票区	水守町・中段町・小伊勢町・稲屋町・長井町・山本町・房田町・昭南町・下黒川町・上黒川町・二俣町・別所谷町・縄又町・滝又町・空熊町
第 6 投票区	山ノ上町・熊野町・打越町・市ノ瀬町・西脇町・北谷町・石休場町・東中尾町
第 7 投票区	三井町
第 8 投票区	塚田町・久手川町・稲舟町・惣領町・大野町・城兼町・深見町
第 9 投票区	尊利地町・小田屋町・里町・渋田町・西院内町・東印内町・西山町・忍町・東山町・白米町・野田町・名舟町
第 10 投票区	町野町(西時国・曾々木・大川・伏戸・敷戸・南時国・東大野)
第 11 投票区	町野町(西時国・曾々木・大川・伏戸・敷戸・南時国・東大野を除く。)
第 12 投票区	門前町(門前・清水・走出・和田・広瀬・日野尾・鬼屋・館・広岡・西中尾・小滝・上河内・猿橋・小石・植戸・風原・高根尾・本市・栃木・深田)
第 13 投票区	門前町(道下・鹿磯・勝田・大生・深見・六郎木)
第 14 投票区	門前町(黒島町)

第 15 投票区	門前町(堀腰・平・二又川・鑓川・内保・能納屋・谷口・俊兼・四位・滝上・本内・嶺・貝吹・原・長井坂・荒屋・定広・地原・東大町・別所・百成)
第 16 投票区	門前町(浦上・宮古場・田村・山辺・浅生田・安代原・中野屋・八幡・西円山)
第 17 投票区	門前町(皆月・餅田・百成大角間・井守上坂・薄野・暮坂・樽見・五十洲・吉浦・矢徳・中谷内・大滝・鵜山・小杉)
第 18 投票区	門前町(劔地・大泊・腰細・赤神・馬場・上代・黒岩・入山・渡瀬・飯川谷・館分・切狭・西中谷・清沢・滝町・馬渡・久川・窈・神明原・木原月)
第 19 投票区	門前町(藤浜・池田・南・是清・北川・千代・中田・鍛冶屋・新町分・椎木・小山・大切・白禿・江崎・二又・山是清)